

議会基本条例 検証結果概要

(条文改正及び新たな取り組みを行うよう答申するもの)

下線部分が改正箇所

検証結果	検証前
地方分権・地域主権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。(以下略)	地方分権_____改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。(以下略)
(市民参画及び協働) 第8条 略 2～4 略 5 議会は、重要な条例の制定、改正又は廃止並びに政策等を提案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。(追加) 6 議会は、前項の規定により提出された市民の意見に対する議会の考え方及び結果を公表しなければならない。(追加)	(市民参画及び協働) 第8条 略 2～4 略
(政策等の形成過程の説明要求等) 第12条 略 2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。(追加)	(政策等の形成過程の説明要求 ) 第12条 略
第8章 政治倫理並びに議員の身分及び待遇 (議員定数) 第27条 議員の定数は、別に条例で定める。 2 議員の定数の改正に当たっては、市民の多様な意見の反映を可能とする視点を始め、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を広く聴取するなどして、市民の理解が得られるよう努めなければならない。(追加)	第8章 政治倫理_____
(議員報酬) 第28条 議員の報酬は、別に条例で定める。 2 議員の報酬の改正に当たっては、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にし、市民の理解が得られるよう努めなければならない。(追加)	
(最高規範性) 第29条 略 2 略	(最高規範性) 第27条 略 2 略

検証結果	検証前
(見直し等) 第30条 略 2～3 略	(見直し等) 第28条 略 2～3 略
地方自治法の一部改正を受けて既に改正済みの条文	
(議長の責務) 第4条 略 2 略 3 前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。(追加) 4 法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、同条第6項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。(追加)	(議長の責務) 第4条 略 2 略
(議決事件) 第13条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号)第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。	(議決事件) 第13条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画_____の策定又は変更とする。
第6章 政務活動費 (政務活動費) 第19条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。 2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。	第6章 政務調査費 (政務調査費) 第19条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。 2 会派及び議員は、政務調査費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。
新たな取り組み	
第7条(情報の共有及び公開)第1項 (1) 委員会記録をインターネットで公開 (2) 委員会のインターネット等による公開を検討 (3) SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の活用を検討 (4) 傍聴人の閲覧用資料を2部から15部に増刷	
第16条(委員会)第3項 (1) 無所属議員や委員のいない会派の委員外発言の新たな基準を検討	
第20条(議会の研修)第2項 (1) 市民等との研修会について、意欲的に取り組む	

※条文改正や新たな取り組みを行うもの以外については、議会基本条例逐条解説及び検証シート(検証結果)を参照ください。